

「藍とくしま」ロゴマーク・「組藍海波紋」使用承認申請の手引

①「藍とくしま」ロゴマーク・「組藍海波紋」の使用承認申請

使用承認申請を行う場合、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

なお、押印前の申請書を下記の申請先へメール等で提供いただければ、事前審査も可能ですが、この場合でも、申請自体は押印した申請書を持参又は郵送により提出してください。

1) 「藍とくしま」ロゴマーク・「組藍海波紋」使用承認申請書（様式第1号）

2) 様式第1号の添付書類

・ **ロゴマーク等の使用状況が分かる資料**

何のどこにどのようにロゴマークを使用するのかが分かるもの（印刷レイアウト、デザイン原稿、物品のスケッチ等）。「組藍海波紋（展開形）」をデザインし、使用する場合、展開形のデザインが分かる資料（決定稿である必要はありませんが、どのようなデザインに展開するのかが明確に分かる資料を添付してください。）

・ **物品及びイベントの概要が分かる資料**

例：商品パンフレット、イベント企画書等

・ **申請者の略歴・現況等を示す資料**

団体等の場合：定款、会社案内等

個人の場合：申請者の氏名及び住所等が分かるもの、名刺等

・ **徳島県の藍を使用していることを証する資料**

「主として販売を目的とした物品」（商品等）にロゴマーク等を使用する場合は、その物品が徳島県の藍を使用している必要があります。徳島県の藍を使用することが分かる葉等の仕入伝票等）を添付してください。

②審査と使用承認

提出いただいた使用承認申請書等について内容を確認し、ロゴマーク等の使用目的に合致していると認められるときは、承認書（様式第4号）により使用を承認します。

上記承認書に記載の承認日からロゴマーク等を使用できます。

③その他の注意点

- ・ 使用後（商品の製造後）には、使用承認を受けた物件について**実績の報告が必要**です。

使用報告書（様式第2号）に完成見本等を添付して提出してください。

ただし、見本提出が困難な場合(物件が高額、サイズが大きい、数量が僅少などの場合)は使用の様子が明瞭に分かる写真をA4用紙に印刷または貼付して添付してください。

- ・ パッケージの変更等、承認を受けた内容に変更が生じる場合は、**変更申請が必要**になる場合がありますので、変更する前にあらかじめ御相談ください。
- ・ その他、御不明な点がございましたら下記の書類等提出先にお問い合わせください。

④書類等提出先

徳島県農林水産部 もうかるブランド推進課 輸出・六次化推進室

電 話：088-621-2432 E-mail：moukarubrandsuishinka@pref.tokushima.jp